

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年8月10日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

**香川県人事委員会規則第11号**

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則（昭和55年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任) 第2条 略</p> <p>(1)～(24) 略 (25) 略</p> <p>ア 略 <u>イ 規則第15条第4項に規定する承認をすること。</u> ウ～ス 略 (26)～(35) 略</p>	<p>(委任) 第2条 人事委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(24) 略 (25) 職員の任用に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第7号。以下この号において「規則」という。）に規定する次の事務</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ～シ</u> 略 (26)～(35) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。